



2020年8月28日

各 位

会社名 株式会社メルカリ

代表者名 代表取締役 CEO 山田 進太郎

(コード番号：4385 東証マザーズ)

問合せ先 執行役員 VP of Corporate 横田 淳

TEL. 03-6804-6907

### 定款一部変更のお知らせ

当社は、本日付の取締役会において、2020年9月25日開催予定の当社第8回定時株主総会（以下「本定時株主総会」）に定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

#### 1. 提案の理由

株主総会及び取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第13条及び第22条に定める株主総会及び取締役会の招集権者及び議長を、それぞれ取締役会においてあらかじめ定めた取締役に変更するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(招集権者及び議長) 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会の決議により代表取締役がこれを招集し、議長となる。代表取締役が2名以上いるときは、取締役会において招集権者及び議長を決定するものとする。</u> 2 <u>代表取締役に事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u>	(招集権者及び議長) 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>あらかじめ取締役会において定めた取締役がこれを招集し、議長となる。</u> 2 <u>前項において定めた取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u>
第14条～第21条 (条文省略)	第14条～第21条 (現行どおり)
(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、 <u>代表取締役がこれを招集し、議長となる。代表取締役が2名以上いるときは、取締役会において招集権者及び議長を決定するものとする。</u>	(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>あらかじめ取締役会において定めた取締役がこれを招集し、議長となる。</u>

- |  |   |
|--|---|
| 2 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 | 2 前項において定めた取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 |
|--|---|

### 3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催予定日

2020年9月25日（金）

定款変更の効力発生予定日

2020年9月25日（金）

以上